

転入

玉名市に引越された方へ

___月___日受付

玉名市に住み始めた日から14日以内に本庁1階 市民課 または
岱明・横島・天水支所市民生活課に転入届を提出してください。

《届出に必要なもの》

- 「転出証明書」：転入前の住所地で発行（発行されなかった場合は不要）
- 次のものをお持ちの方：「マイナンバーカード」
- 外国人の方：「在留カード」または「特別永住者証明書」
- 国外から転入の方：「パスポート（入国日のスタンプが押印されたもの）」
「戸籍謄本」「戸籍附票」（本籍が玉名市の場合不要）

- ・代理人の方が手続きする場合は、委任状が必要です。
- ・各用紙に記入する氏名が自署でない場合等、印鑑が必要になることがあります。
- ・世帯状況等によっては、その他の手続きが必要になる場合があります。

**本人確認書類（有効期限内のもの）を
忘れずにお持ちください！**

- ・運転免許証 ・マイナンバーカード
- ・パスポート ・障害者手帳
- ・在留カード ・特別永住者証明書
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

【上記をお持ちでない場合】

- 次の中からお持ちください。
- ・健康保険証または資格確認書
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・年金証書 ・介護保険被保険者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

	☒ 下記に当てはまる方は 世帯にいますか？	手続き	必要なもの	担当課
住所・戸籍	☐ マイナンバーカード	◎マイナンバーカードの継続利用（住所変更） ・転入後、90日以内に手続きをしてください。 期間を超えると失効します。再発行には手数料がかかります。	・マイナンバーカード ・暗証番号	本庁1階 市民課 TEL (0968)75-1116 または 各支所市民生活課
	☐ 印鑑登録が必要	◎印鑑登録 ・代理人が申請した場合及び本人確認が不十分な場合は、登録証（カード）は後日お渡しします。	・登録する印鑑 ・本人確認書類（顔写真入りのもの）	
保険・年金	☐ 国民健康保険に加入している （社会保険等に加入していない）	◎国民健康保険の加入 ・学生や施設等に入所される方は、前住所地の国民健康保険を継続する場合があります。 ・前年度の収入（所得）により、保険料が計算されます。	・勤め先を退職した場合、保険の資格喪失日が分かる書類 ・扶養を外れた場合、扶養喪失日が分かる書類 ・旧被扶養者異動連絡票 ・特定同一世帯所属者異動連絡票（該当の方） ・負担区分等証明書（70歳から74歳までの方） ・パスポート（国外から転入の方）	本庁1階 保険年金課 TEL (0968)75-1117 または 各支所市民生活課
	☐ 後期高齢者医療保険に加入している	◎後期高齢者医療保険の加入 ・75歳以上（障害認定者は65歳以上）の方が対象です。 ・資格確認書は、後日送付します。	・負担区分等証明書（県外からの転入の方）	
	☐ ・国民年金を受給している ・国民年金に任意加入している ・国民年金に加入する人	◎年金事務所または各共済組合に手続きの有無を確認してください。 ・勤め先を退職した場合は、第1号被保険者に切り替える手続きが必要です。 ・海外から転入の場合は、国民年金への加入が必要です。	・勤め先を退職した場合、退職日が分かる書類 ・「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」 ・外国人の方は、「在留カード」と「パスポート」（国外からの転入）	
介護	☐ 前住所地で要介護・要支援認定を受けていた	◎要介護認定申請の手続き ・被保険者証は、後日送付します。 ・認定を受けていない場合、申請は必要ありません。	・マイナンバーがわかるもの ・受給資格証明書（お持ちの方） ・健康保険証	本庁1階 高齢介護課 TEL (0968)75-1339 または 各支所市民生活課
障がい	☐ 障害者手帳・自立支援医療受給者証等をもっている	◎住所変更の手続き	・障害者手帳 ・マイナンバーがわかるもの ・健康保険証 ・各種受給者証	本庁1階 総合福祉課 TEL (0968)75-1121 または 各支所市民生活課
	☐ 前住所地で障害福祉サービスを受けていた	◎障害福祉サービス申請の手続き ・障害福祉サービス受給者証は後日送付します。	・区分認定証明書（お持ちの方）	
	☐ ・身体障害者手帳の1級の方 ・療育手帳のA1の方 ・精神障害者保健福祉手帳の1級の方	◎重度心身障害者医療費助成の手続き	・マイナンバーがわかるもの ・障害者手帳 ・健康保険証 ・普通預金通帳	
	☐ 前住所地で特別児童扶養手当を受給していた	◎住所変更の手続き	総合福祉課へお問い合わせください。 各支所市民生活課では受付不可	
	☐ 前住所地で障害児福祉手当/特別障害者手当/経過的福祉手当を受給していた	◎住所変更の手続き	総合福祉課へお問い合わせください。 各支所市民生活課では受付不可	

	☒	下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	担当課
児童手当など	☐	前住所地で児童手当を受給していた	◎児童手当の申請 ・転出予定日の翌日から15日以内に申請された場合は、転出予定日の翌月分からの支給に、15日を過ぎてから申請された場合は、申請日の翌月からの支給になります。	・普通預金通帳(申請者) ・マイナンバーがわかるもの(申請者及び配偶者)	本庁1階 子育て支援課 TEL (0968)75-1120 または 各支所市民生活課
	☐	18歳年度末までの子ども	◎子ども医療費助成認定の申請 ・保護者が申請してください。	・健康保険証(お子様全員) ・普通預金通帳(保護者)	
	☐	前住所地で児童扶養手当の資格を持っていた	◎児童扶養手当の住所変更の手続き	子育て支援課へお問い合わせください。 各支所市民生活課では受付不可	
	☐	前住所地でひとり親家庭等医療費助成の資格を持っていた	◎ひとり親家庭等医療費等助成の申請等の手続き	子育て支援課へお問い合わせください。 各支所市民生活課では受付不可	
子育て	☐	・保育園、認定こども園に入園を希望する ・前住所地で幼稚園、保育園、認定こども園に在園していた	◎子育て支援課にご相談ください。	子育て支援課へお問い合わせください。 各支所市民生活課では受付不可	保健予防課（玉名市保健センター） TEL(0968)72-4188
	☐	他市町において、幼児教育・保育無償化の対象となるために「施設等利用給付認定」(保育の必要性の認定)を受けている	◎認可外保育施設／一時預かり事業／病児保育事業の新たな認定申請	子育て支援課へお問い合わせください。 各支所市民生活課では受付不可	
	☐	母子健康手帳を持っている	◎妊婦・産婦健康診査受診票、乳児健診の受診票の交付を受けてください。 ・他市町村発行の母子健康手帳は、そのまま使用できます。住所はご自身で訂正してください。	・転入前市町村の母子健康手帳 ・転入前市町村の妊婦健診等受診票	
	☐	定期予防接種(無料)を受ける	◎玉名市の予防接種受診票の交付を受けてください。 *他市町村の受診票は使用できません。	・母子健康手帳	
小中学校	☐	玉名市立の小学校・中学校に転校する	◎転入学通知書の発行 ・玉名市では市立小中学校とも住所地によって学区が決まっています。特別な事情により、校区外の学校の通学を希望する場合は、ご相談ください。		本庁2階 教育総務課 TEL (0968)75-1133
その他	☐	特定医療費(指定難病)／小児慢性特定疾病医療費の受給者証を持っている	住所変更等の手続き	有明保健所へお問い合わせください。	有明保健所 TEL(0968)72-2184
	☐	犬を飼っている	◎飼い犬の住所変更手続き		本庁2階 環境整備課 TEL(0968)75-1118 または 各支所市民生活課
	☐	新たに水道の使用を開始する	◎水道使用申込書の提出 ・インターネット(市のホームページ)及び玉名市公式LINEからも手続きできます。		本庁2階 上下水道総務課 TEL(0968)75-1140 または 水道お客様センター TEL(0968)72-2105
	☐	下水道／農業集落排水／公共浄化槽(天水地区)を使用している	◎公共下水道使用開始届／農業集落排水処理施設使用開始届／浄化槽使用(開始・休止・廃止・再開)届の提出 ・玉名市公式LINEからも手続きできます。 ・下水道と同時使用であれば下水道の使用申込の必要はありません。		
	☐	個人設置型浄化槽を使用する	◎浄化槽設置届出事項変更届出書の提出		本庁2階 上下水道工務課 TEL(0968)75-1144

※各支所の連絡先は下記のとおりです。

岱明支所 市民生活課	TEL (0968)57-1111
横島支所 市民生活課	TEL (0968)84-3111
天水支所 市民生活課	TEL (0968)82-3111